

「TB1 for Windows」使用許諾契約

2005年1月1日 更新

この文書は、「TB1 for Windows」の使用許諾契約です。使用前に必ずお読みください。この契約に同意する場合にのみ、「TB1 for Windows」を使用できます。

1. はじめに

本ソフトウェア「TB1 for Windows」の著作者は、それぞれ以下の3名です。これら3名の著作者を、以下では単に「著作者ら」と呼びます。

赤坂 裕（鹿児島大学）

二宮秀與（鹿児島大学）

武田和大（鹿児島工業高等専門学校）

本ソフトウェアの供給および本「使用許諾契約」の変更などの事務手続きは、株式会社気象データシステム（以下MDS）が担当します。

2. ご注意

著作者らは、本「使用許諾契約」の内容にすべて同意される場合に限り、お客様が本ソフトウェアを使用することを許可します。お客様が本「使用許諾契約」の内容に同意されない場合、著作者らはお客様が本ソフトウェアを使用することを許可いたしません。

3. 使用許諾契約および保証

本「使用許諾契約」に付属する本ソフトウェアは、著作者らおよび本ソフトウェアの使用許諾権者の所有物であり、著作権法によって保護されています。著作者らは、本ソフトウェアのうち、各人の作成した部分に対して所有権を引き続き保持しますが、本「使用許諾契約」に同意した者に、本ソフトウェアの一定の所有権を設定します。本「使用許諾契約」が許諾保遺条項によって修正されることがない限り、設定される本ソフトウェアの使用権は以下の通りです。

4. 許可事項

- (1) 本ソフトウェアのコピーを1つだけ、1台のコンピュータで使用すること。
- (2) 本ソフトウェアのコピーをバックアップの目的で1つだけ作成すること。
- (3) 本ソフトウェアをネットワーク上で使用すること。ただし、ネットワークを介して本ソフトウェアを使用できるすべてのコンピュータが、本ソフトウェアの使用を許可されている場合に限りです。

5. 禁止事項

- (1) 本ソフトウェアに関して、MDSを介した契約なしに、その使用権を再設定したり、賃貸またはリース契約をすること。

- (2) 本ソフトウェアのうち、ソースコードの公開されているもの以外のソースコードを調べたり、リバース・エンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、修正、翻訳、その他の試みを行うこと。
- (3) 本ソフトウェアのバージョンアップ用の媒体、または以前のバージョンとそっくり置き換えられる新バージョンを受け取った場合に、その後も本ソフトウェアの以前のバージョンまたはそのコピーを使用すること。

6. 保証について

著作者らは、本ソフトウェアに法律違反・権利侵害が存在しないことを保証します。この保証内容に違反する事態が生じた場合のお客様への対応については、本ソフトウェアの著作者らおよびMDSが協議の上、決定するものとします。

上記の保証が、お客様に対する保証のすべてです。本ソフトウェアの著作者らおよびMDSは、このソフトウェアがお客様の特定の目的にかなうことや、お客様が本ソフトウェアに必ずや満足されることを保証するものではありませんし、本ソフトウェアの操作中にオペレーションシステムによる割り込みが発生しないことや、本ソフトウェアの内容にまったく誤りが無いことを保証するものでもありません。また、本ソフトウェアの配給媒体に欠陥が無いことも保証することはありません。

7. 損害賠償について

著作者らは、特定の損害、間接損害、その他類似の損害に対する一切の責任を負いません。そのような損害には、本ソフトウェアの使用によって、お客様が何らかの利益を受け損なったり、データが消失してしまった場合や、本ソフトウェアが使用不能になったりした場合も含まれます。そのような損害が生じる可能性について、本ソフトウェアの著作者らおよびMDSが以前から警告していたとしても、損害に対する責任を負うことはありません。お客様は、本ソフトウェアの著作者らおよびMDSに、損害賠償を求めないものとします。

8. その他

本「使用許諾契約」は、日本国の法律に従って扱われます。本「使用許諾契約」は、本契約に付随する許諾保遺条項、またはお客様とMDS双方が署名した書面によってのみ、その内容を変更することができます。この件で連絡をとりたいお客様は、下記の住所までの手紙もしくは下記のEmailでご連絡ください。

〒890-0065 鹿児島県鹿児島市郡元 1-21-40 鹿児島 TL0 内
株式会社気象データシステム ea@metds.co.jp